

令和5年度

いじめ防止基本方針



石岡市立関川小学校

I いじめ防止対策のための基本方針

はじめに

今、学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の大きな課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、携帯電話等による新たないじめ問題が生じ、いじめはますます潜在・複雑化する様相を見せている。

このような中、学校では全ての教職員がいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

そこで、本校では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を示し、いじめ問題を学校全体で正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

1 いじめ問題に関する基本的な考え

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々、「未然防止」と「早期発見」に取り組むことが重要である。また、いじめが認知された場合には、「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、教職員がもつべきいじめ問題についての基本認識を以下に示す。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 未然防止対策

(1) 児童の実態を把握するために

① 教職員の気づきが基本

児童や学級の様子を知るには、教職員の気づきが大切である。そのためには、児童と同じ目線で考え、共に笑い、共に涙するといった場を共有することが大切である。その中で、児童の言動から、個々のおかれている状況や精神状態を推察することができる感性を高めていくことが求められている。

② 実態把握の方法

児童の個々の状況や学級・学年・学校の実態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが重要である。そのためには、児童及び保護者への意識調査や、学級内の人間関係を把握する調査等を活用することが有効である。

(2) 望ましい集団を育成するために

児童が、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が重要である。

児童は、環境に大きな影響を受ける。教職員が児童に愛情をもち、温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童に自己肯定感や充実感を与えることになり、いじめを未然防止する上で大きな力となる。

① 児童から信頼される教職員

児童は、教職員の言動をよく見ている。教職員の何気ない言動によって児童を傷つけたり、いじめを助長させたりすることがないように心がけなければならない。教職員は、児童の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められている。

② 教職員の協力体制

温かな学級経営や教育活動を学校全体で進めていくためには、教職員の共通理解を図ることが不可欠である。学級経営や授業、生徒指導について悩みを相談したり、アドバイスし合ったりする職場の雰囲気が大切である。

③ 自己肯定感の高揚

授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「認められた」「人の役に立った」という経験が、児童を成長させる。また、教職員の児童への温かい声かけが自己肯定感を高め、児童は大きく変容する。

(3) 命や人権を尊重する心を育てるために

① 人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

② 特別の教科 道徳での充実

道徳的判断力の低さ等からおこる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。児童は、心が揺さぶられる教材や資料と出会い、互いの価値観を磨き合う学びの場を設定することで、自分自身の行動や生活を省みる。道徳の授業では、学級の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討して取り扱う必要がある。

(4) 保護者や地域を巻き込んで

保護者会やPTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見の交換をする場を設定する。家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、保護者会の開催や学校・学年だより等による広報活動も重要である。

3 早期発見

(1) いじめを見抜く教師の目

① 児童の立場に立つ

いじめを見抜くためには、児童一人一人を「人格のある人間」として向き合い、人権を尊重した教育活動を行う必要がある。そのためには、人権感覚を磨き、児童の立場に立って、児童の言葉をきちんと受け止め、児童を守るという姿勢が大切である。

② 共感的に理解する

教師は、児童の言動や表情などから、心の動きや状態を敏感に感じ取れるような感性を高めることが重要である。そのためには、児童の気持ちを受け止め、共感的に理解しようとするカウンセリングマインドを高めることが求められている。

(2) いじめ発見の手立て

① アンケート

学校全体で、いじめ発見のためのアンケートを計画的にとることは、いじめを早期発見するために有効である。アンケートを実施する上での留意点を確認し、全ての教職員の共通理解のもと、実施する。

② チェックリスト

いじめを早期発見するために、児童の授業中や休み時間、給食など学校生活の様々な場面について、観察の視点を決めて全職員で実施する。チェックリストを繰り返し活用することで、教職員の観察力も向上する。

③ 相談体制

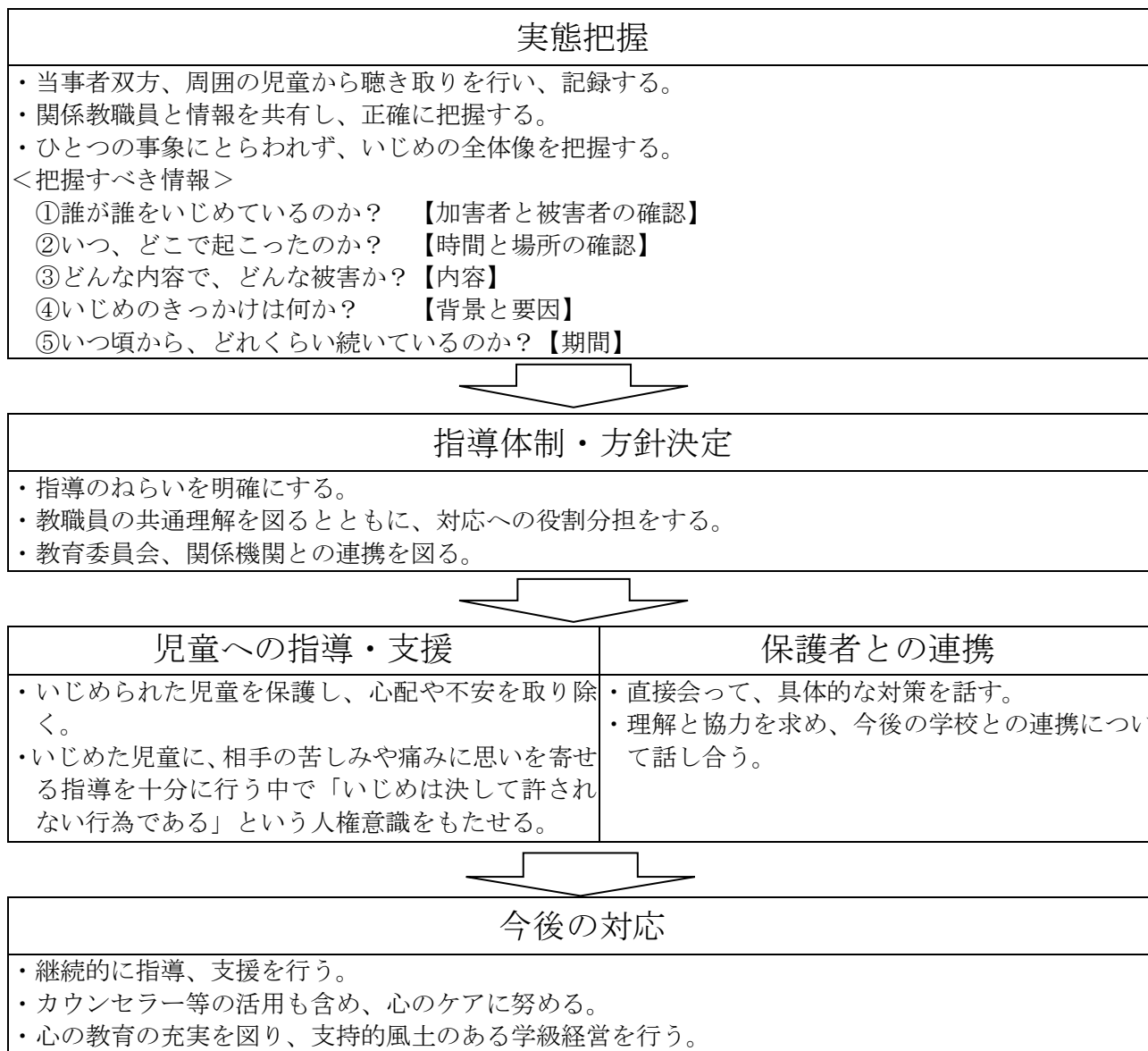
定期的な教育相談を行うだけでなく、チャンス相談等を実施することで、いじめを早期発見する教育相談体制を整える。必要があれば、スクールカウンセラーとも連携しながら教育相談を行う。

④ 意見箱

教職員に直接話すことが苦手な児童のために、校内に「意見箱」を設置していじめの早期発見に努める。また、茨城県が設置している「いじめなくそう！ネット目安箱」についても周知し、活用を図る。

4 早期対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめ対応の留意点

① いじめられた側への対応

児童に対して

- 事実確認をするとともに、冷静かつ受容的な姿勢で話を聞く。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を約束する。
- 必ず解決できる希望がもてるようにする。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊心を高めるように配慮する。

保護者に対して

- その日のうちに家庭訪問等をし、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者の気持ちを共感的に受け止める。
- 家庭との連携を図りながら、解決に向けて全力で取り組むことを伝える。
- 今後の児童の様子に注意し、些細なことでも相談するように伝える。

② いじめた側への対応

児童に対して

- いじめをするようになった原因やいじめでしか自分を表現できなかった気持ちを引き出す。
- 相手にどれほどの苦しみを与えたかについて、いじめられた児童の心の痛みを共感させる。
- いかなる理由があっても、決して許される行為ではないことを理解させる。
- 思いやりの心や規範意識の育成を目指して、人間としてとるべき行動について考えさせるように継続的に指導する。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、助言する。

③ 周囲の児童への対応

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年、学校全体で示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

5 「重大事態」とは

「重大事態」法、基本方針及びガイドラインにおいて、次のように定義されている。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。【法第28条第1項第1号】（以下「生命心身財産重大事態」という）
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第28条第1項第2号】（以下「不登校重大事態」という）

※被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。【基本方針 p 32、ガイドライン p 4】

法第28条第1項は、いじめに関する一定の事態を「重大事態」と定め、重大事態への対処と当該重大事態と同種の事態の今後の発生を防止するためにすべきことを規定している。なお、各号における「～と認めるとき。」の主体は学校の設置者又はその設置する学校となる。また、「疑い」とは、「いじめの存在」か「いじめとの因果関係」について、疑いがあれば重大事態となる。

いじめの定義についてもう一度確認する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【法第2条第1項】

【いじめの定義の4つのポイント】

- ① 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ Bが心身の苦痛を感じていること

いじめの対応は、大きく以下の2つがポイントとなる。

- ・ 日常的な児童生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努力
- ・ 学級担任等が抱え込まず、「学校いじめ対策組織」で迅速かつ的確に対応

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものであり、事案によっては、重大事態に至るおそれがあることを常に意識して対応に当たることが求められる。

6 「重大事態」の判断について

重大事態の判断について、以下の事項を徹底する。

- ・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく **「疑い」が生じた段階で調査**を開始する。

- ・ 被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめは結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たること。

※被害児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(1) 「生命心身財産重大事態」に係る判断について

「生命心身財産重大事態」に該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、設置者に対し相談をし、慎重かつ丁寧に判断する必要がある。

「心身に重大な被害が生じたこと」における心身への被害については、いじめを認知し、対応を行った後も、当該児童生徒の様子を継続的にきめ細かく観察するなど丁寧な対応を図ることが必要である。

例えば、被害児童生徒が、いじめの事案で退学・転校した場合は、退学・転校に至る

ほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当し、適切に対応することが求められる。

(2) 「不登校重大事態」に係る判断について

欠席の相当の期間とは、年間30日が目安となりますが、「不登校重大事態」に該当するか否かの判断に当たっては、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、「生命心身財産重大事態」と同様に、「不登校重大事態」についても該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、設置者に対し相談をし、慎重かつ丁寧に判断する必要がある。

学校又は設置者が、いじめがあったと確認していなくても、重大事態として捉え、調査の結果いじめが確認されず、いじめにより重大被害が発生した訳ではないという結論に至ることもあり得る。

欠席の日数が30日になった時点で、重大事態であると判断し、対応を始めるとなると、調査委員会の設置等には時間がかかることから、対応が遅れることが危惧される。

このため、一定期間連続で欠席しているような場合には、迅速に調査する必要がある。

次にガイドラインに示されている、いじめ（疑いを含む）により、これまで重大事態と扱った事例（①～④）を示す。これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。また、金品等の重大な被害について、学齢やその行為、回数などを総合的に考慮することになります。

※の事例については、通常このような行為があれば、児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉える。

【ガイドラインによる例示】

① 児童生徒が自殺を企図した場合

- ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

② 心身に重大な被害を負った場合

- ・リストカットなどの自傷行為を行った。
- ・暴行を受け、骨折した。
- ・投げ飛ばされ脳震盪となった。
- ・殴られて歯が折れた。
- ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。

※

- ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。 ※
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。 ※

③ 金品等に重大な被害を被った場合

- ・複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- ・スマートフォンを水に浸され壊された。

④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- ・欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

【不登校重大事態の例示】

- ⑤ いじめにより相当の期間欠席を余儀なくされた場合
- ・いじめを認知し、解消に向けて校内において組織的に取り組んでいる段階であるが、被害児童生徒の欠席が継続又は断続的に続いている。
 - ・一定期間連続で欠席しており、学校ではいじめを認知していないが、児童生徒・保護者から「いじめがあり、学校に行きたくない」との申立てがあった。

7 「重大事態」への対応について

重大事態が発生した場合の報告等については、法等においては以下の流れが示されている。

発生報告【法第30条第1項】

- ・重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長へ報告しなければならない。

調査【法第28条第1項】

- ・当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

情報提供【法第28条第2項】

- ・当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

調査結果報告

- ・調査結果について、当該地方公共団体の長へ報告する。
- ・希望により被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を添付できる。

再調査【法第30条第2項】

- ・報告を受けた地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、調査を行うことができる。

再調査報告【法第30条第3項】

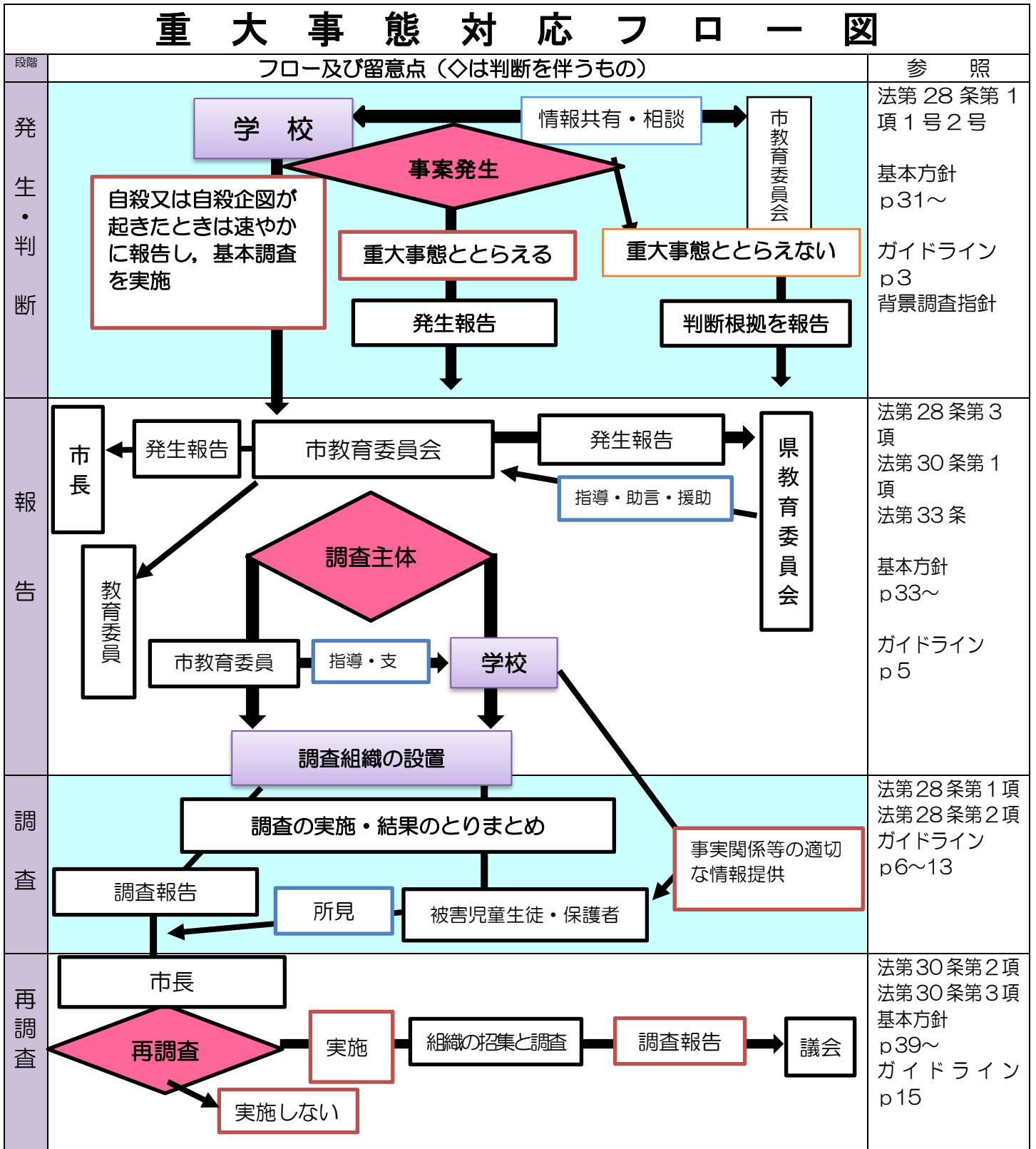
- ・地方公共団体の長が再調査を行ったときは、その結果を機会に報告をしなければならない。

また、県教育委員会と市町村教育委員会の連携については、法では次のように定められている。

第33条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

県教育委員会は、重大事態（疑いを含む）が発生した場合、市町村教育委員会から報告を受け、必要な指導、助言又は援助を行う。

重大事態対応フロー図



【チェックシート1】いじめの重大事態への対応について

※（p）はガイドラインの対応ページ

No.	対応の段階	チェック項目
【平時の備え】		
1	学校の設置者及び学校の基本的姿勢 (p2～)	<input type="checkbox"/> 基本的な姿勢を確認し、共通理解事項とする <input type="checkbox"/> 重大事態の定義と調査の目的を理解している <input type="checkbox"/> 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が適切に行われている <input type="checkbox"/> 学校いじめ対策組織やいじめ防止策は機能している
【重大事態発生時及び初期対応】		
2	重大事態を把握する (p3～) ・該当するか否かを判断するのは、学校の設置者又は学校である ・ 「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない	<input type="checkbox"/> 設置者と学校とが情報を共有する <input type="checkbox"/> 判断主体と判断の基準を明確にする <input type="checkbox"/> 被害児童生徒や保護者からの申立てがあった時は、必ず調査をする <input type="checkbox"/> 重大事態ととらえなかった場合は、判断根拠を市町村教育委員会から県教育委員会に報告する
3	重大事態の発生報告 (p5) ・学校は、速やかに設置者を通じて地方公共団体の長へ報告しなければならない ・ 市町村教育委員会は県教育委員会へ報告するものとする	<input type="checkbox"/> 判断後、直ちに報告する <input type="checkbox"/> 教育委員会は教育委員に説明する <input type="checkbox"/> 報告内容は【参考様式1】を参照 (例)・重大事態と認めた事由 ・学校名 ・学年 ・氏名 ・性別 ・事案の内容 ・学校の指導経過
4	調査組織の設置 (p6) ・設置者は調査主体・組織を判断する ・公平性・中立性が確保された組織が、客観的な事実認定を行う	<input type="checkbox"/> 調査主体の決定 (設置者 or 学校) <input type="checkbox"/> 利害関係を有しない第三者の参加を図る <input type="checkbox"/> 学校は調査委員会の調査以前に、速やかに調査の準備を進める <input type="checkbox"/> 第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合について理解している
【調査及び中期対応】		
5	被害者等への調査方針の説明 (p7～) ・「いじめはない」「学校に責任はない」等と断定的に説明してはならない ・対応の不備については速やかに説明と謝罪を行う ・被害者の心情を害する言動を慎む ・寄り添い、信頼関係を構築する	<input type="checkbox"/> 調査の目的・目標を説明する <input type="checkbox"/> 調査組織の構成(公平性)について説明する <input type="checkbox"/> 調査のスケジュールを示す <input type="checkbox"/> 調査の定期報告を行うことを説明する <input type="checkbox"/> 調査事項・対象・方法について説明する <input type="checkbox"/> 調査方法については、被害者等から要望を聞き取り、調整する

		<input type="checkbox"/> 調査結果の提供について予め説明する <input type="checkbox"/> 外部に説明する際は、内容を事前に伝える <input type="checkbox"/> 加害者等に対しても説明をする・意見を聞く <input type="checkbox"/> 被害者とその家族のケアに努める
6	<p>調査の実施（p10～）</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケートの実施について説明する 可能な限り速やかに実施する 情報提供した児童生徒を守ることを最優先にする 調査の進捗等について被害児童生徒・保護者に経過報告を行う 	<input type="checkbox"/> 文書管理規則等に基づき適切に保存する <input type="checkbox"/> 公平性・中立性が確保されている <input type="checkbox"/> 記録を被害者等に無断で廃棄しない <input type="checkbox"/> 被害者等に対して説明を拒むようなことがあってはならない <input type="checkbox"/> 関係資料の散逸防止に努める
7	<p>調査結果の説明・公表（p12～）</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長に報告する 事前に示した方針に沿って被害児童生徒・保護者に調査結果を説明する 	<input type="checkbox"/> 教育委員会会議で議題として取り扱い、総合教育会議においても議題として取り扱うことを検討する <input type="checkbox"/> 報告する際、被害者等は調査結果に係る所見を添えることができることを伝える <input type="checkbox"/> 調査結果は公表することが望ましい <input type="checkbox"/> 公表しない場合でも、再発防止に向け、他の児童生徒又は保護者に対して説明することを検討する
8	<p>個人情報の保護（p14）</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護条例・情報公開条例等に従い、適切に判断する 	<input type="checkbox"/> 個別の情報を開示するか否かは、条例等に照らして適切に判断する <input type="checkbox"/> 個人情報保護を盾に説明を怠らない
【再発防止及び長期対応】		
9	<p>調査結果を踏まえた対応（p14）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者の継続的なケアを行う 再発防止策の検討を行う 	<input type="checkbox"/> スクールカウンセラー等の専門家を活用する <input type="checkbox"/> 加害者に対していじめの非に気付かせる <input type="checkbox"/> 就学校指定変更等、弾力的な対応を検討する
10	<p>地方公共団体の長等による再調査（p15）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の長が必要があると認めるときは、再調査を行うことができる 当初調査の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる 	<input type="checkbox"/> 地方公共団体の長は、再調査を行う必要があるか判断する <ul style="list-style-type: none"> 調査時に知り得なかった事実が判明した 十分な調査が尽くされていない 公平性・中立性について疑義がある <input type="checkbox"/> 再調査を行った場合には、その結果を議会に報告しなければならない

【チェックシート2】自殺又は自殺が疑われる死亡事案への対応について

段階	場面	対応	備考
初期対応	事案発生	<input type="checkbox"/> 事実確認 <input type="checkbox"/> 救急等、事故への対応 <input type="checkbox"/> 対応組織(役割分担)の確認・招集	<input type="checkbox"/> 記録開始 <input type="checkbox"/> 「緊急対応の手引き」を必ず参照のこと
	発生報告	<input type="checkbox"/> 早急に第1報を作成・報告 (いつ、だれが、何をして、どうなった) (現時点で確認した内容のみ報告) (事実と未確認を明確に分ける)	<input type="checkbox"/> 保護者に報告 (担当 日時) <input type="checkbox"/> 教育委員会に報告 (担当 日時)
	役割分担 (例)	<input type="checkbox"/> 教育委員会との連絡 <input type="checkbox"/> 遺族との連絡 <input type="checkbox"/> 記録担当 <input type="checkbox"/> ケア担当 <input type="checkbox"/> 報道・問い合わせ窓口 <input type="checkbox"/> 学年担当 <input type="checkbox"/> 情報集約担当 <input type="checkbox"/> 保護者担当	<input type="checkbox"/> 緊急対策本部の設置 <input type="checkbox"/> 必要な人員の要請 ○SC ○教育委員会職員
	遺族への 関わり	<input type="checkbox"/> 事実の伝達(第一報) <input type="checkbox"/> 遺族へのコンタクト <input type="checkbox"/> 事実の公表有無と範囲についての意向確認 ○公表の有無 ○友人 ○在校生 ○PTA役員 ○保護者 ○報道 <input type="checkbox"/> 伝え方についての確認 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹のケアについて <input type="checkbox"/> 葬儀等の意向確認	※遺族の意向を最優先に ※丁寧に、悲しみに寄り添う姿勢 ※公表に係る意向確認をするタイミングについて十分留意 (担当) <input type="checkbox"/> 葬儀等引率計画 (マナー指導等) <input type="checkbox"/> 葬儀等のお知らせ
三日以内	基本調査 (必須) (即日開始)	<input type="checkbox"/> 遺族との関わり・関係機関との協力 <input type="checkbox"/> 指導記録等の確認 <input type="checkbox"/> 全教職員からの聴き取り(3日以内) <input type="checkbox"/> 関係の深い子供への聴き取り(制約を伴う)	<input type="checkbox"/> 調査主体は学校 <input type="checkbox"/> 設置者の指導・支援
	情報の整理	<input type="checkbox"/> 時系列整理 <input type="checkbox"/> 種類別整理 <input type="checkbox"/> 設置者への報告	<input type="checkbox"/> いじめが背景に疑われる場合には重大事態の対応となる
一週間以内	遺族への 関わり	<input type="checkbox"/> 基本調査の経過及び整理した情報等の遺族への説明 <input type="checkbox"/> 安易に因果関係に言及すべきでない <input type="checkbox"/> 詳細調査についての学校及び設置者の考えを伝えて、遺族の意向を確認 <input type="checkbox"/> 今後の連絡者、頻度、訪問等についての意向確認	<input type="checkbox"/> 断定的な説明はできない <input type="checkbox"/> 信頼関係を構築する関わり方
中期対応	詳細調査への移行の判断	<input type="checkbox"/> 設置者が判断する <input type="checkbox"/> 少なくとも次の場合には移行 ○学校生活に関係する要素(いじめ、体罰、学業、友人等)が背景に疑われる ○遺族の要望がある ○その他の必要性	<input type="checkbox"/> 第三者機関や外部専門家へ意見を求める姿勢 <input type="checkbox"/> 遺族がこれ以上の調査を望まない場合でも、改めて遺族に詳細調査を提案することも考えられる
	情報について	<input type="checkbox"/> 警察発表内容の確認 <input type="checkbox"/> 公表できる内容の整理 <input type="checkbox"/> 問い合わせ窓口、報道対応窓口の明確化 <input type="checkbox"/> 記者会見への判断 <input type="checkbox"/> 説明内容の遺族への確認	<input type="checkbox"/> 取材多数ならば記者会見を <input type="checkbox"/> 記者会見等への準備開始 <input type="checkbox"/> 想定問答の準備(遺族に確認)
	周囲への説明	<input type="checkbox"/> PTA役員との協議 <input type="checkbox"/> 保護者会開催の判断 <input type="checkbox"/> 全校集会開催の判断 <input type="checkbox"/> 学校活動(登校、授業、行事)に係る判断	<input type="checkbox"/> 想定問答の準備(遺族に確認)

長期的対応及び詳細調査の実施	心のケア	<input type="checkbox"/> スクールカウンセラーの要請 <input type="checkbox"/> 配慮が必要なケースのリストアップ ○遺族 ○児童生徒 ○兄弟姉妹（他校種もあり得る） <input type="checkbox"/> ケアの目標と計画の設定	<input type="checkbox"/> 卒業式等の節目や命日等への対応を視野に入れ、長期的なケアを心がける
	遺族への関わり	<input type="checkbox"/> 遺品等の返却についての相談 <input type="checkbox"/> 法要、訪問等の確認	<input type="checkbox"/> 信頼関係を構築する関わり方
	詳細調査	<input type="checkbox"/> 調査組織の設置 <input type="checkbox"/> 計画と実施 ①基本調査の確認 ②学校以外の関係機関への聴き取り ③状況に応じ、子供に自殺の事実を伝えて行う調査 ○アンケート調査 ○聴き取り調査 ④遺族からの聴き取り など	<input type="checkbox"/> 組織の構成は、弁護士、心理の専門家等を加えた調査組織となる

※「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を基に作成

※自殺企図であっても、再発防止の観点から、同様の対応となることに留意

【参考様式2】

文 書 番 号
令和 年 月 日

石岡市教育委員会教育長 殿

石岡市立関川小学校長 印

基本調査報告書

- | |
|---|
| <p>1 事故の概要</p> <ul style="list-style-type: none">・児童生徒基礎データ（学校名・氏名・学年・学級・性別・年齢等）・事故の経緯（発生日時・場所・事故の概要） <p>2 調査内容（発生したその日から開始）</p> <ul style="list-style-type: none">・全職員からの聴き取り結果（児童生徒に関する情報の収集を3日以内に終了）・遺族面談内容（公表についての意向、学校への要望等）・関係児童生徒からの聴き取り結果（状況に応じて） <p>3 関係資料の収集</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめに関するアンケート、生活に関するアンケート等・児童生徒個票・指導要録、健康診断表、出席簿等・学級日誌、作文、掲示物、生活記録ノートなど学校にある児童生徒の記録・その他学校での生活の様子が分かるもの <p>※得られた情報の範囲内で、情報を時系列にまとめるなどして整理し、設置者に報告</p> <p>※学校及び設置者は、適切に遺族に説明（断定的な説明はできないことに留意）</p> <p>※設置者は、基本調査の報告を受け、詳細調査に移行するかどうかを判断</p> <p>※いじめが背景に疑われる場合は、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態として扱い、地方公共団体の長等への報告が必要</p> |
|---|

※ 自殺企図であっても、再発防止の観点から、同様の調査をすることに留意

【参考様式4】

文 書 番 号
令和 年 月 日

石岡市教育委員会教育長 殿

石岡市立関川小学校長 印

不登校重大事態調査報告書

- 1 対象児童生徒
(学校名)
(氏名)
(学年・学級・性別・年齢等)
- 2 欠席期間・対象児童生徒の状況
- 3 調査の概要
(調査期間)
(調査組織及び構成員)
(調査方法)
(外部専門家が調査に参加した場合は当該専門家の属性)
- 4 調査内容
 - ① 行為Aについて
 - ② 行為Bについて
 - ③ 行為Cについて

※ 対象児童生徒・保護者、教職員、関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき、いつ、どこで、誰が、どのような行為を、誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに時系列で記載。

※ 対象児童生徒への聴取を申し入れたものの、実施できなかった場合は、その旨を書面上明示。

※ 学校の対応や指導についても時系列で記載。

 - ④ その他（家庭環境等）
 - ⑤ 調査結果のまとめ（いじめに当たるかどうか、調査組織の所見含む）
- 5 今後の対象児童生徒及び関係する児童生徒への支援方策
- 6 今後の当該学校におけるいじめ・不登校対策に関する校長（又は設置者）の所見

8 学校外のいじめの対応

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもが悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うもの。

名称	◇メール・チェーンメール ◇ブログ・プロフィールサイト ◇学校非公式サイト（学校裏サイト） ◇SNS（ソーシャルネットワーキングサービスの略） ◇動画共有サイト
具体例	◆匿名性により、自分だと分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。 ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。 ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。 ◆一度流失した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

(2) 未然防止のために

保護者会等で伝えたいこと

- 児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、危険から守るためのルールづくりをすること、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起きているという認識をもつこと
- ネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に児童たちに深刻な影響を与えることを認識すること
- メールを見たときの表情の変化など、小さな変化に気付いたときには躊躇なく問いかけ、必要に応じて、学校へ相談すること

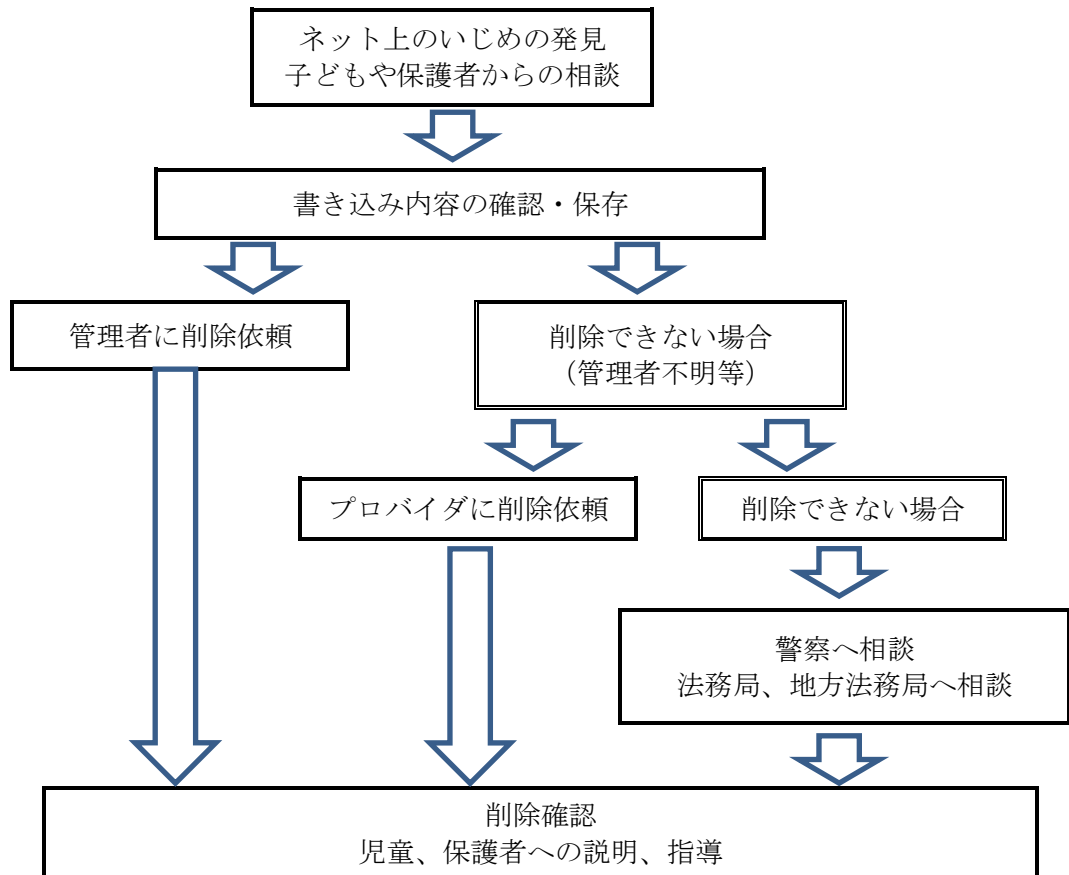
児童への指導のポイント

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、様々な犯罪につながる事
- 一度流出した情報は、簡単に回収できないこと

(3) 早期発見・早期対応のために

家庭や学校において、誹謗中傷など悪質な書き込みの事実が明らかになった場合、事件化を考えるよりも児童の精神的負担を最小限に食い止めることや、書き込み内容がエスカレートすることによる二次的なトラブルを未然防止するため、書き込みの削除を最優先に対応することが必要である。

<書き込み等の削除の手順>



① 管理者への連絡

- ・ サイト内で管理者の連絡方法を確認し、それに従って依頼する。
- ・ 「削除用メールアドレス」「入力フォーム」等が掲載されている場合が多いため、示された方法に従って依頼する。

② 管理者が削除に応じない場合

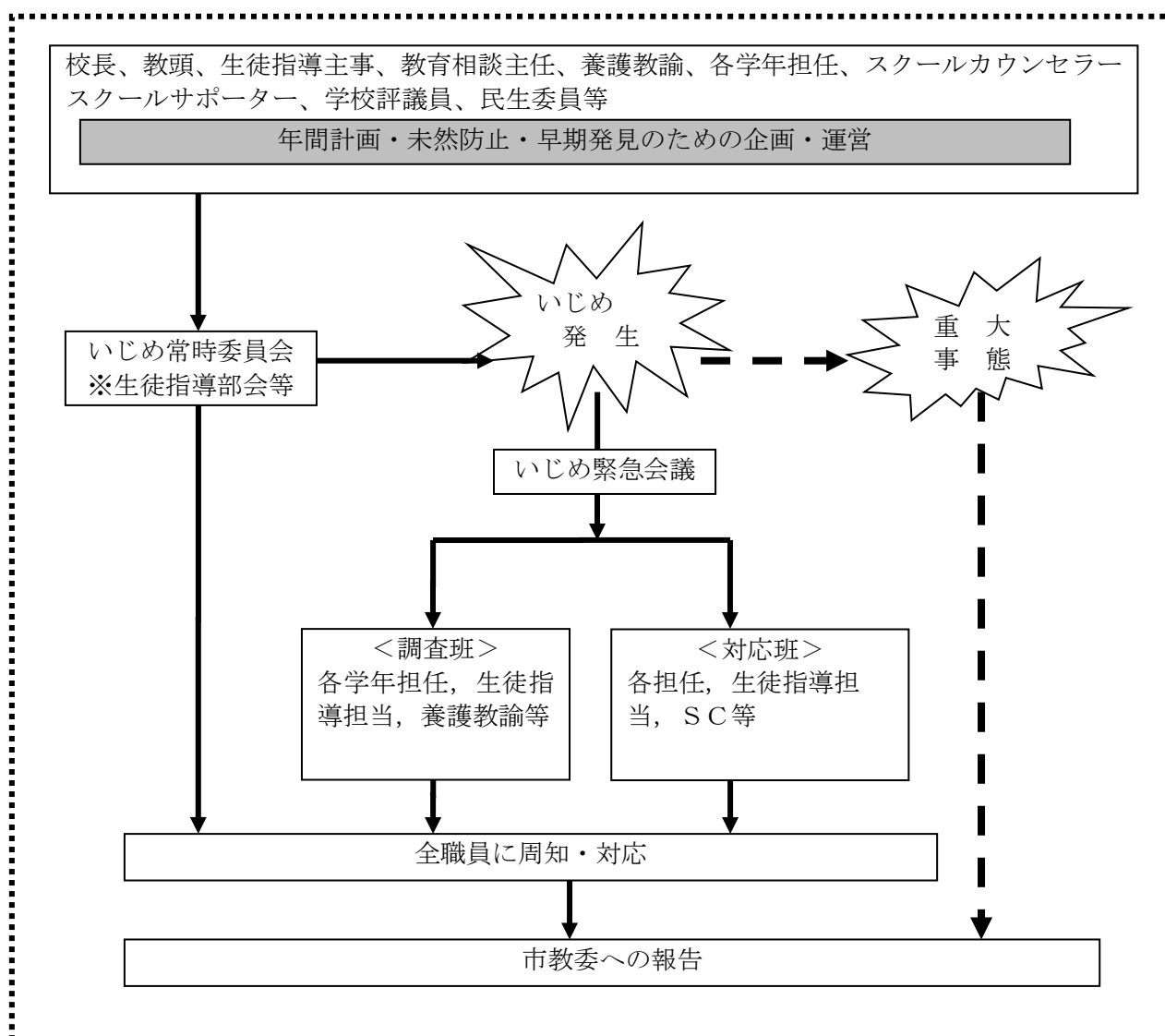
- ・ プロバイダ責任制限法に基づいて、掲示板を運営しているプロバイダに削除を依頼する。
- ・ 管理者が削除の依頼に応じない等のトラブルが生じた場合は、警察に相談する。

Ⅱ いじめ防止対策のための組織・年間計画

1 いじめ対策委員会の設置

- (1) いじめ対策委員会は、校長が任命した教頭、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、各学年担任を中心に、スクールカウンセラー、スクールサポーター、学校評議員、民生委員などを委員として設置する。なお、事案に応じて柔軟に編成する。
- (2) いじめ対策委員会は、いじめ防止対策のための年間計画を作成し、未然防止・早期発見のための企画・運営を行う。
- (3) いじめ常時委員会は、未然防止・早期発見を目指し、定期的を開催する。
- (4) いじめ事案の発生時は、緊急会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成して早期対応を図る。
- (5) 重大事態の発生時は、速やかに市教委へ報告するとともに、関係機関と連携して対応する。
- (6) いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底する。

<いじめ対策委員会組織>



※事案により柔軟に編成する。

2 いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組まねばならない。

<年間指導計画 >

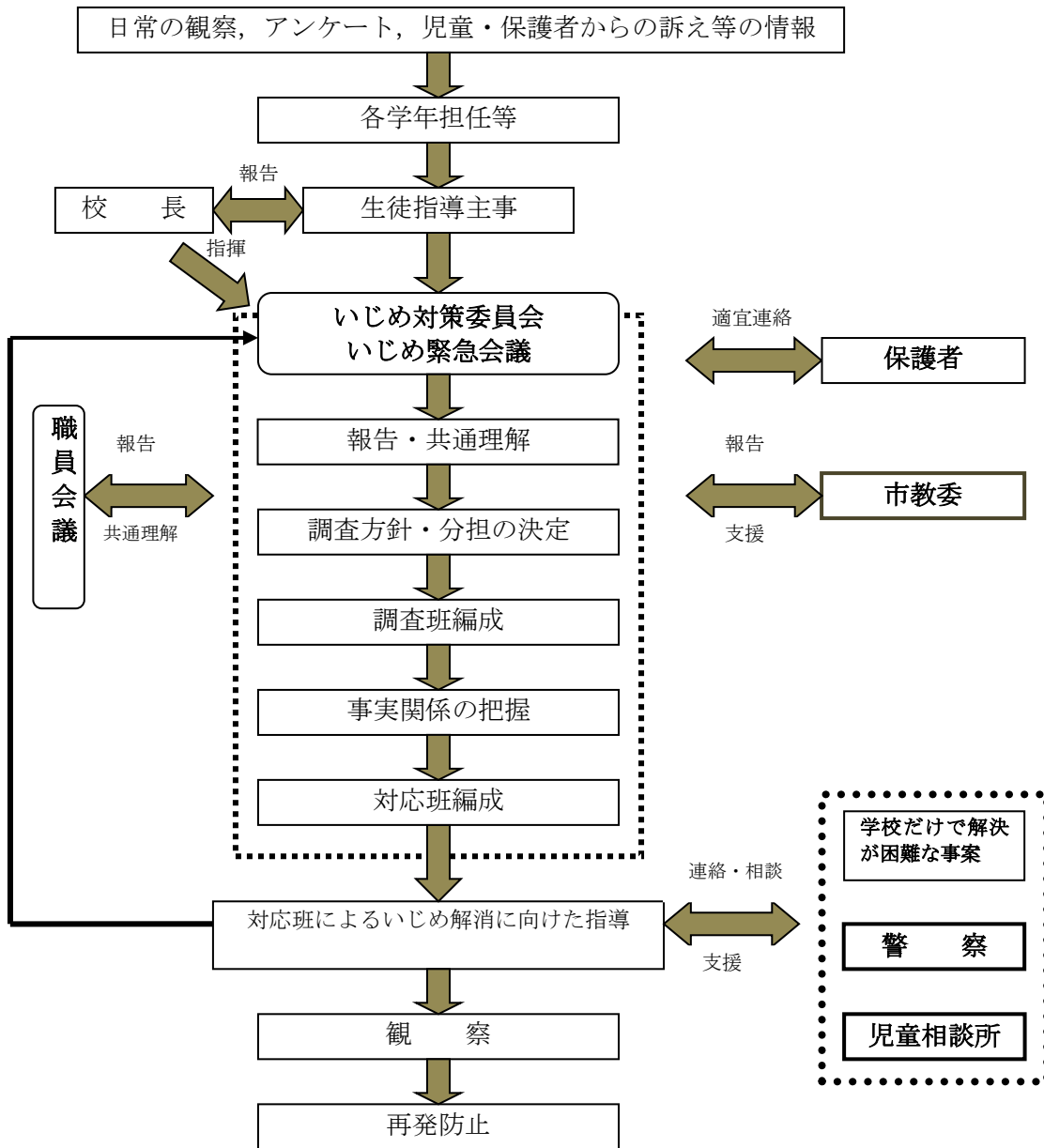
月	通年	学校行事	年間指導計画		
			職員会議等	未然防止	早期発見
4	いじめ常時委員会、職員会議(情報共有)、いじめ緊急会議(事案発生時)、市教委報告	○職員会議 (方針、指導計画 職員への周知) ○あいさつ運動 ○PTA総会 ○家庭確認	○いじめ対策委員会 (方針、指導計画)	○いじめ実態把握 調査 ○S G E Structured Group Encounter(構成的 グループエンカウンター)	○チェックシー ○児童アンケート
5		○あいさつ運動 ○希望面談			○児童アンケート ☆家庭訪問で 聴き取り
6		○あいさつ運動			○教育相談 ○児童アンケート ○保護者による 学校評価
7		○あいさつ運動 ○自由授業参観 ○二者面談			○児童アンケート
8			○いじめ対策校内研修		
9		○あいさつ運動	○いじめ対策委員会 (情報共有)	○S S T Social Skills Training (ソーシャルスキルトレーニング [®])	○チェックシー ○児童アンケート
10		○あいさつ運動			○児童アンケート
11		○あいさつ運動 ○人権集会		○児童会 フォーラム	○教育相談 ○児童アンケート
12		○あいさつ運動 ○持久走大会 ○授業参観			○児童アンケート ○保護者による 学校評価
1		○あいさつ運動 ○新入生説明会			○チェックシート ○児童アンケート
2		○あいさつ運動 ○学年末保護者会	○いじめ対策委員会 (次年度の課題把握)		○児童アンケート ○教育相談
3		○あいさつ運動			☆学年懇談後に 児童アンケート により聴き取り

※ チェックシート～学期に1回 児童アンケート～毎月 教育相談～学期に1回

※ 保護者アンケート～年1回

3 いじめ発生時の対応フローチャート

いじめを認知した場合は、一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。担任が一人で抱え込み、児童をよりつらい状況に追い込むことを避けるために、校長がいじめ対策委員会による緊急会議を開催し、指導方針を立てて、組織的に取り組む。

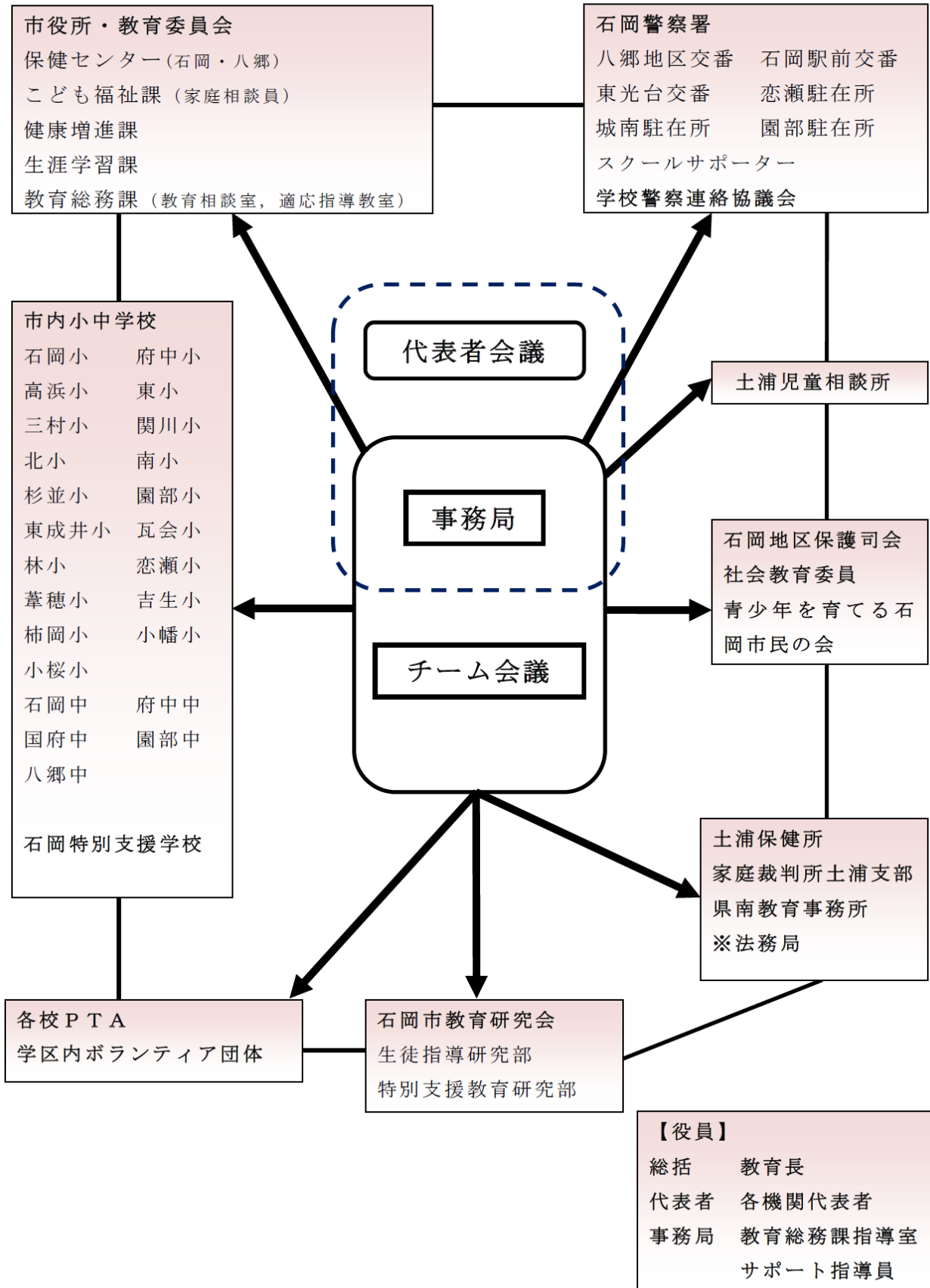


※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

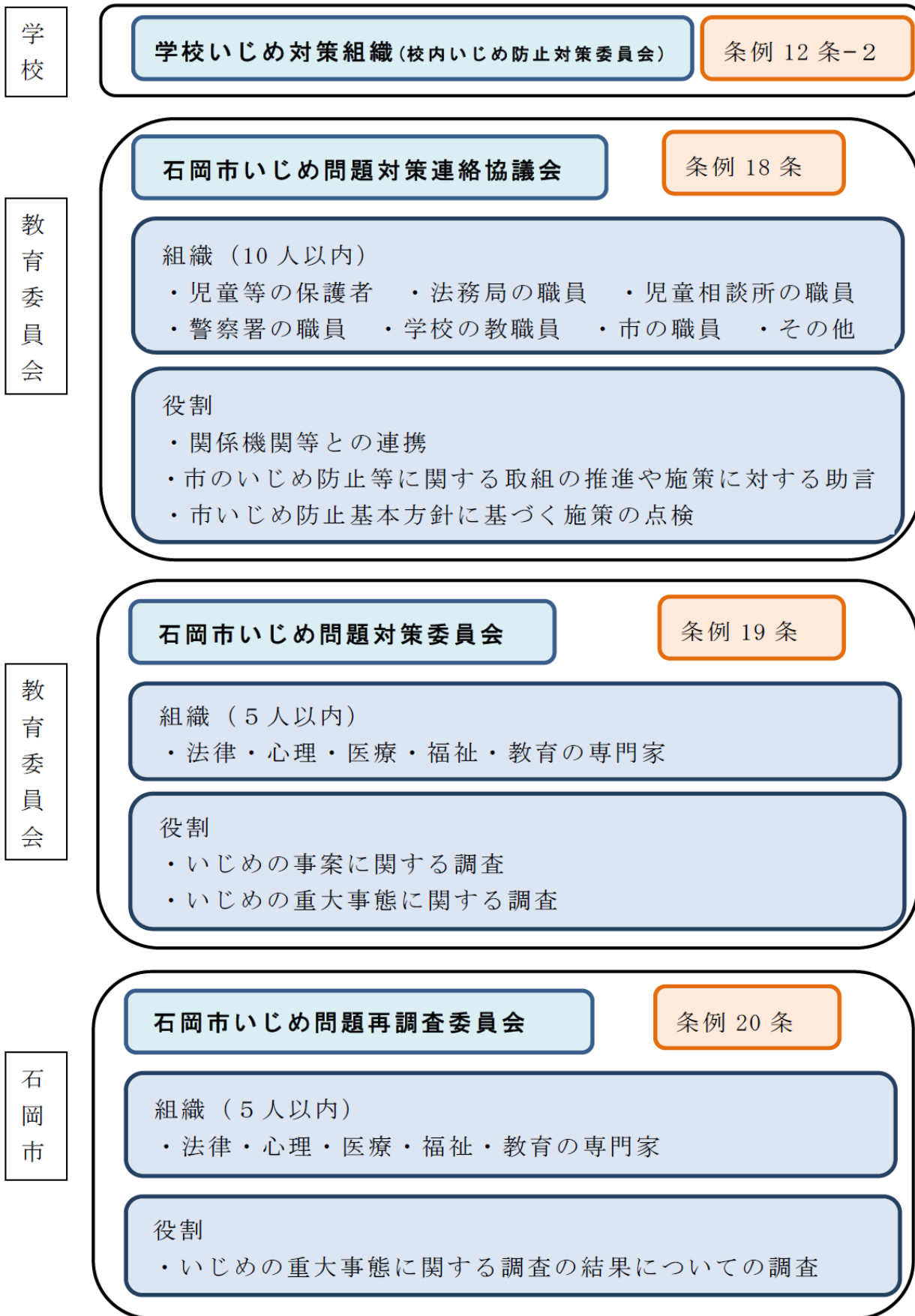
※いじめの解消にあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

資料1 石岡市いじめ防止等に係る関係機関(学校サポートチーム)組織図

※令和2年4月時点

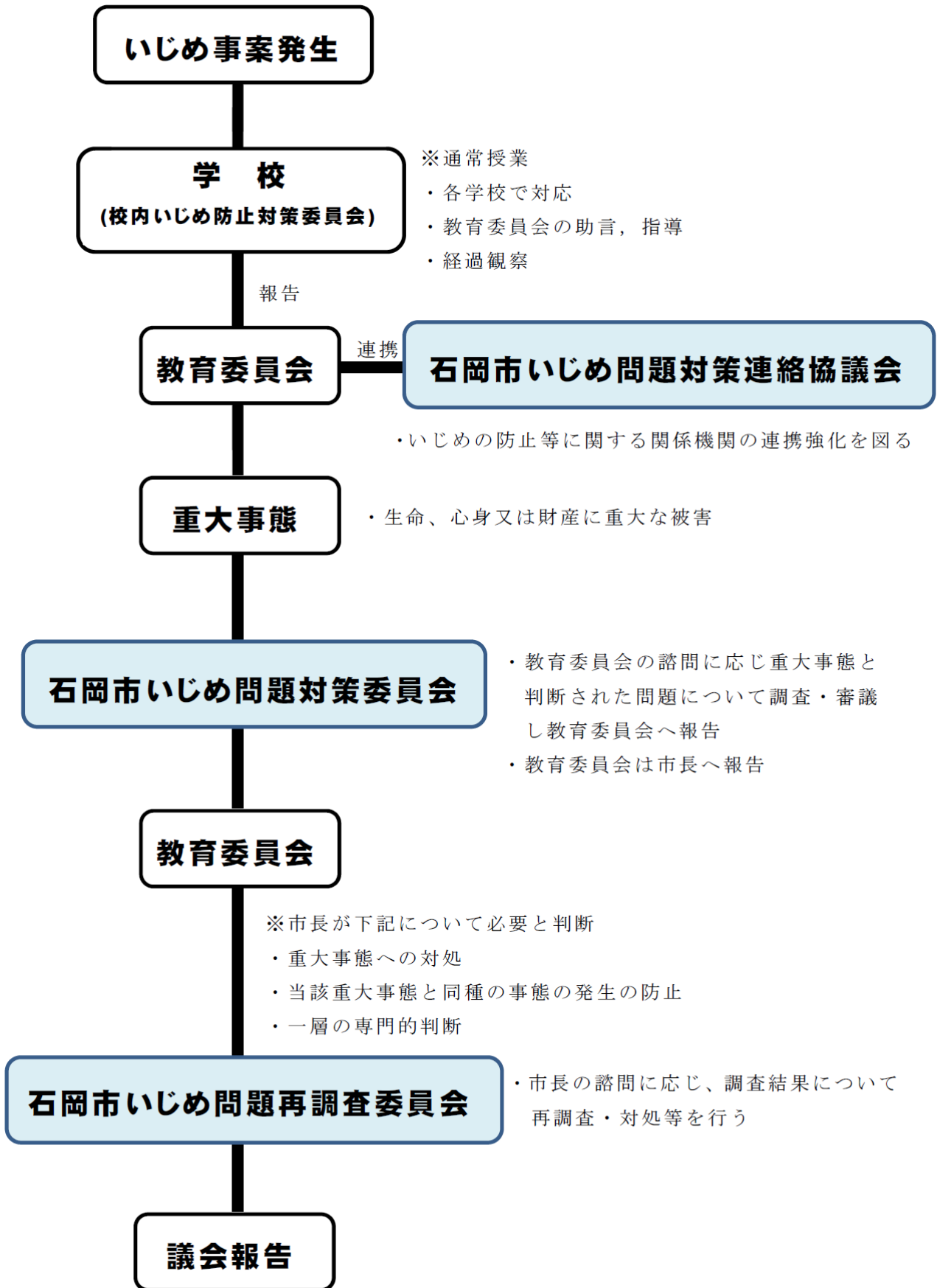


資料 2 組織の設置イメージ



※ 上記イメージ図の 条例〇〇条 は、石岡市いじめ防止対策推進条例

資料3 石岡市いじめ問題対応等フロー図



資料 4

石岡市いじめ防止対策推進条例

(令和 2 年 3 月 18 日石岡市条例第 6 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に関する基本理念を定め、市、教育委員会、学校、児童等、保護者及び市民等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策を効果的かつ継続的に推進することにより、児童等が安心して生活し、健やかに成長することができる環境を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校石岡市学校設置条例（平成17年石岡市条例第73号）第 2 条に規定する小学校及び中学校をいう。
- (3) 児童等市内の学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 保護者親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童等を現に監護するものをいう。
- (5) 市民等市内に居住する者及び市内に事業所を有する個人又は法人その他の団体で、事業を営むものをいう。
- (6) 関係機関等警察署、児童相談所その他の児童等のいじめに関係する機関及び団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、すべての児童等がいじめの当事者となることなく、安心して過ごせる環境を整えることを基本として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、市、学校、保護者、地域社会及び関係機関等の連携の下、取り組まれなければならない。

(市及び教育委員会の責務)

第 4 条 市及び教育委員会は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策を講じなければならない。

- 2 市及び教育委員会は、いじめの防止等の対策を推進するため、関係機関等と連携し、児童等の健全育成に係る事業の充実に努めなければならない。
- 3 市及び教育委員会は、いじめの防止等のための啓発活動を行い、市民等のいじめの防止等に関わる意識の高揚を図らなければならない。
- 4 市及び教育委員会は、学校に対し、第11条に規定する学校いじめ防止基本方針に基づく具体的な取組又は達成の状況を確認し、必要に応じて支援、助言又は指導を行わなければならない。

(学校及びその教職員の責務)

第 5 条 学校及びその教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域社会及び関係機関等との連携を図りつつ、児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる環境を整える等、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、

当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処するものとする。

- 2 学校は、いじめの事実又はその疑いがあったときは、当該学校がいじめの防止等の対策のための組織を中心に、速やかに適切な措置を講じなければならない。
- 3 学校の教職員は、日頃から児童等の様子を細心の注意を払って把握するように努め、いじめの事実の発見に取り組まなければならない。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、いじめが絶対に許されない行為であることをその保護する児童等に十分理解させ、当該児童等がいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等の様子及び行動の変化に気を配り、いじめの事実又はその疑いがあったときは、学校、教育委員会又は市に連絡、相談するよう努めなければならない。
- 3 保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(児童等の役割)

第7条 児童等は、いじめを行わないという意識を強くもたなければならない。

- 2 児童等は、互いに思いやり、ともに支えあいながら、いじめのない学校生活を送ることができるよう努めるものとする。
- 3 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする。

(市民等の役割)

第8条 市民等は、それぞれの地域において、児童等に対する見守り、声かけ等を行い、安心して児童等が過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

- 2 市民等は、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、学校、市又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

(財政措置)

第9条 市は、いじめの防止等のための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(石岡市いじめ防止基本方針)

第10条 市は、法第12条の規定により、本市の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための石岡市いじめ防止基本方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定するものとする。

- 2 市いじめ防止基本方針においては、法第11条第1項の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針を参酌するものとする。
- 3 市は、児童等を取り巻く社会情勢の変化等を勘案するとともに、いじめの防止等のための対策に関する評価を踏まえ、市いじめ防止基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 4 市は、市いじめ防止基本方針の見直しに当たっては、第18条に規定する石岡市いじめ問題対策連絡協議会の意見を聴くものとする。
- 5 市は、市いじめ防止基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第11条 学校は、法第13条の規定により、学校いじめ防止基本方針を策定するとともに、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

- 2 学校は、学校いじめ防止基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、保護者及び市民等の理解及び協力を得られるよう努めるものとする。

(いじめの未然防止のための施策)

第12条 市及び教育委員会は、いじめを未然に防止するためには、児童等の良好な人間関係づくりが不可欠であることを踏まえ、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 学校が行ういじめを未然に防止するための対策を支援すること。
- (2) 学校、保護者、市民等及び関係機関等と連携することにより、いじめを未然に防止するための対策を講ずること。
- (3) 第18条に規定する石岡市いじめ問題対策連絡協議会を定期的に開催すること。

2 学校は、在籍する児童等の豊かな情操及び道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養うことが、いじめの未然防止に資することを踏まえ、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 全ての教育活動を通じて道徳教育、人権教育、体験活動及び生徒指導の充実を図ること。
- (2) いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校内にいじめの防止等の対策のための組織を設置すること。
- (3) 児童等の保護者及び市民等と連携して、いじめの防止等に関する活動を実施すること。
(いじめの早期発見のための施策)

第13条 市及び教育委員会は、いじめを早期に発見するため、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 学校、保護者、市民等及び関係機関等と連携して、いじめの早期発見に努めるとともに、発見したいじめに対しては、迅速かつ適切な措置を講ずること。
- (2) 児童等、保護者及び学校の教職員等が安心して相談できる、いじめに関する相談体制の充実を図ること。
- (3) 学校に対し、必要に応じ支援、助言又は指導をすること。

2 学校は、いじめを早期に発見するため、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 在籍する児童等に対する定期的な調査その他の措置を講ずること。
- (2) 市、教育委員会、保護者、市民等及び関係機関等と連携して、いじめに関する必要な体制を整備すること。
- (3) 児童等及びその保護者並びに教職員に対し、積極的にいじめに関する相談の機会を提供すること。
(いじめへの対処のための施策)

第14条 学校は、いじめの事実を確認したときは、直ちに次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) いじめを受けた児童等及びいじめを知らせた児童等の安全を確保するとともに、いじめを行った児童等に適切な指導をすること。
- (2) いじめに関して必要な情報を収集し、教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童等及びその保護者並びにいじめを行った児童等及びその保護者に対し、それぞれが健全に成長することができるよう適切に対処すること。
- (3) いじめを受けた児童等が安心して生活できるよう、必要な措置を講ずること。

2 教育委員会は、いじめの事実の報告を受けたときは、直ちに次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) いじめに関して当該学校に必要な支援を行い、適切に指示すること。(2)いじめの報告に係る事案について、自ら必要な調査を行うこと。
(学校の教職員の資質の向上)

第15条 市及び教育委員会は、いじめの防止等のための対策が、学校において、専門的知識に基づき適切に行われるよう研修の充実を図り、教職員の資質の向上に努めるものとする。

(いじめの防止等に係る情報提供及び啓発)

第16条 市及び教育委員会は、児童等が、互いに尊重し合い、いじめの防止等に向けて主体的に行動することができるよう、児童等及び保護者に対し、いじめに係る相談の方法その

他必要な情報を提供するとともに、いじめの防止等に係る啓発を行うものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめ対策)

第17条 市及び教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進するため、関係機関等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

(石岡市いじめ問題対策連絡協議会)

第18条 法第14条第1項の規定に基づき、教育委員会に石岡市いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

2 連絡協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) いじめの防止等に関する関係機関等との連携
- (2) 市が実施するいじめの防止等に関する取組の推進及び啓発
- (3) 市いじめ防止基本方針に基づく施策の点検及び見直しに係る意見聴取
- (4) 市が実施するいじめの防止等に関する施策に対する助言

3 連絡協議会は、10人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 児童等の保護者
- (2) 法務局の職員
- (3) 児童相談所の職員
- (4) 警察署の職員
- (5) 学校の教職員
- (6) 市の職員(7)前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 特定の職により委嘱され、又は任命された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

7 前各項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(石岡市いじめ問題対策委員会)

第19条 法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会に石岡市いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。

2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項を行う。

- (1) いじめの事案に関する調査(次号の調査を除く調査で対策委員会が調査する必要があると教育委員会が認めるものに限る。)
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)に関する調査
- (3) いじめの防止等の対策について必要と認める事項

3 対策委員会は、5人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 法律の専門的知識及び経験を有する者
- (2) 心理、医療、福祉等の専門的知識及び経験を有する者
- (3) 教育の専門的知識及び経験を有する者
- (4) その他学識経験を有する者

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 調査及び審議をより円滑かつ効率的に進めるため必要があると認めるときは、対策委員会に臨時委員を置くことができる。

7 対策委員会の臨時委員(以下「臨時委員」という。)は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

8 臨時委員の任期は、委嘱の日から調査及び審議が終了した日までとする。

9 前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会

が別に定める。

(石岡市いじめ問題再調査委員会)

第20条 市長は、法第30条第2項の規定により調査を行うときは、石岡市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

2 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する調査の結果について調査を行う。

3 再調査委員会は、5人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 法律の専門的知識及び経験を有する者

(2) 心理、医療、福祉等の専門的知識及び経験を有する者

(3) 教育の専門的知識及び経験を有する者

(4) その他学識経験を有する者

4 前項の規定により市長が委嘱する委員は、調査対象となる事案の関係者及び対策委員会の委員と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者に限るものとする。

5 委員の任期は、委嘱の日から第2項に定める調査が終了した日までとする。

6 前各項に定めるもののほか、再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(重大事態への対応)

第21条 学校は、重大事態が発生したときは、いじめの防止等の対策のための組織による調査を行うとともに、当該重大事態が発生した旨を、教育委員会を經由して直ちに市長に報告しなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する報告を受けたときは、法第28条第1項の規定により、必要な場合は対策委員会に速やかに調査させるものとする。

3 教育委員会は、法第28条第1項に規定する調査の結果について報告を受けたときは、直ちにその結果を市長に報告するものとする。

(再調査の実施)

第22条 市長は、法第30条第1項の規定により受けた報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第2項の規定により、法第28条第1項に規定する調査の結果について、再調査委員会において調査するものとする。

2 市長は、再調査委員会における調査の結果について報告を受けたときは、直ちに教育委員会にその結果を報告するとともに、法第30条第3項の規定により、その結果を議会に報告するものとする。

(再発防止のための措置)

第23条 市長及び教育委員会は、第21条第3項又は前条第2項に規定する報告を受けたときは、相互に連携し、当該報告に係る調査事案への対処及び当該調査事案と同種の事案の再発の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の取扱い)

第24条 市は、石岡市個人情報保護条例（平成17年石岡市条例第17号）の規定により、この条例の施行に当たって知り得た個人情報を保護し、及び適正に取り扱わなければならない。

2 いじめに関する通報、相談等に関係した者は、正当な理由なく、その知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(市長及び教育委員会の連携)

第25条 市長及び教育委員会は、いじめの防止等のための対策を連携して推進するため、いじめに関する情報を共有し、積極的に連絡調整を行うものとする。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例)

- 2 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年石岡市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第7条のうち石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）別表の改正規定中学校評議員の項の次に次のように加える。

いじめ問題対策連絡協議会委員		日額	5、000	副市長
いじめ問題対策委員会委員	委員長	日額	15、000	副市長
	委員		10、000	副市長
いじめ問題再調査委員会委員	委員長	日額	15、000	副市長
	委員		10、000	副市長